

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、檀原市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が  
ありました。

平成三十年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 檀原市全域
- 三 測量の期間 平成三十年六月二十九日から平成三十一年三月十五日まで